

○関川村空き家・空き地バンク事業実施要綱

平成28年3月28日

要綱第15号

改正 令和元年8月9日要綱第6号

改正 令和2年8月28日要綱第33号

(趣旨)

第1条 この要綱は、村内の空き家・空き地の有効活用を通し、地域の活性化を図るために実施する関川村空き家・空き地バンク事業について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない村内の建物及びその敷地をいう。ただし、民間事業者による賃貸、分譲等を目的とする建物及び土地を除く。
- (2) 空き地 住宅・店舗等の建築に適当な面積を有する良好な管理状態にある更地をいう。
- (3) 所有者等 空き家・空き地について所有権又は売却・賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (4) 空き家・空き地バンク 空き家・空き地の売却・賃貸を希望する所有者等から申込みを受けた情報を空き家・空き地の購入・賃借を希望する者に対して提供する仕組みをいう。
- (5) 協力業者 村長と第14条に規定する協定を締結した者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家・空き地バンク以外による空き家・空き地の取引を妨げるものではない。

(空き家・空き地の登録申込み等)

第4条 空き家・空き地バンクに空き家・空き地に関する情報を登録しようとする所有者等は、関川村空き家・空き地バンク登録申込書(様式第1号)により、村長に申込まなければならない。

- 2 村長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、登録に必要な調査を実施し、適当であると認めるときは、当該空き家・空き地に関する情報を関川村空き家・空き地バンク登録台帳(以下「空き家・空き地台帳」という。)に登録するものとする。

3 村長は、前項の規定による登録をしたときは、関川村空き家・空き地バンク登録決定通知書（様式第2号）により、当該申込みを行った所有者等に通知するものとする。

4 前項の規定による登録の期間は、登録の日から起算して2年以内とする。

（登録事項の変更）

第5条 前条第3項の規定による登録を受けた者（以下「空き家・空き地登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、関川村空き家・空き地バンク登録事項変更届出書（様式第3号）により、速やかに村長に届け出なければならない。

2 村長は、前項の規定による変更の届出があった場合、速やかにその内容等を確認し、空き家・空き地台帳に記載するものとする。

（空き家・空き地台帳の登録の抹消）

第6条 村長は、空き家・空き地台帳に登録された空き家・空き地が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家・空き地台帳への登録を抹消するとともに、関川村空き家・空き地バンク登録抹消通知書（様式第4号）により、当該空き家・空き地登録者に通知するものとする。

(1) 関川村空き家・空き地バンク登録抹消届出書（様式第5号）の届出があったとき。

(2) 空き家・空き地に係る所有権その他の権利に異動があったことを知ったとき。

(3) 空き家・空き地台帳に登録後、2年を経過したとき（登録の延長があったときを除く）。

(4) その他、村長が適当でないと認めたとき。

（空き家・空き地登録期間の延長）

第7条 空き家・空き地登録者は、登録期間の延長を希望する場合は、登録期間満了日までに、関川村空き家・空き地バンク登録期間延長申出書（様式第6号）を村長に提出しなければならない。

2 前項の規定により延長できる期間は、2年間とする。ただし、登録期間の延長の回数は制限しないものとする。

3 村長は、第1項の規定による申出を受け、登録期間を延長したときは、関川村空き家・空き地バンク登録期間延長通知書（様式第7号）により、当該空き家・空き地登録者へ通知するものとする。

（空き家・空き地情報の公開）

第8条 村長は、必要な範囲内で、空き家・空き地に関する情報を村のホームページへの掲載や閲覧その他の方法により一般に公開するものとする。

(利用希望者の登録申込み等)

第9条 空き家・空き地バンクによる情報の提供を受けようとする者（以下「利用希望者」という。）は、関川村空き家・空き地バンク利用者登録申込書（様式第8号）に誓約書（様式第9号）を添えて、村長に申込まなければならない。

2 村長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、当該利用希望者に関する情報を関川村空き家・空き地バンク利用者台帳（以下「利用者台帳」という。）に登録するものとする。

3 村長は、前項の規定による登録をしたときは、関川村空き家・空き地バンク利用者登録決定通知書（様式第10号）により、当該申込みを行った利用希望者に通知するものとする。

4 前項の規定による登録期間は、登録の日から起算して2年以内とする。

(利用者登録の要件)

第10条 利用希望者は、次の各号のいずれかに該当しなければ、利用者台帳に登録されない。

- (1) 空き家に定住する意思を有する者
- (2) 空き家に定期的に滞在し、地域の活性化に寄与しようという意思を有する者
- (3) 空き地に住宅を建築しようとする者
- (4) その他、村長が適当と認めた者

(利用者登録事項の変更)

第11条 第9条第2項の規定による登録を受けた者（以下「利用登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、関川村空き家・空き地バンク利用者登録事項変更届出書（様式第11号）により、速やかに村長に届け出なければならない。

2 村長は、前項の規定による変更の届出があった場合、速やかにその内容等を確認し、利用者台帳に記載するものとする。

(利用者登録の抹消)

第12条 村長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用者台帳への登録を抹消するとともに、関川村空き家・空き地バンク利用者登録抹消通知書（様式第12号）により、当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 関川村空き家・空き地バンク利用者登録抹消届出書（様式第13号）の届出があったとき。
- (2) 第10条各号に掲げる要件を欠く者と認められたとき。

- (3) 空き家・空き地を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると村長が認めたとき。
- (4) 申込みの内容に虚偽があったとき。
- (5) 利用者台帳に登録後、2年を経過したとき（登録の延長があったときを除く）。
- (6) その他、村長が適当でないと認めたとき。

（利用者登録期間の延長）

第13条 利用登録者は、登録期間の延長を希望する場合は、登録期間満了日までに、関川村空き家・空き地バンク利用者登録期間延長申出書（様式第14号）を村長に提出しなければならない。

2 前項の規定により延長できる期間は、2年間とする。ただし、登録期間の延長の回数は制限しないものとする。

3 村長は、第1項の規定による申出を受け、登録期間を延長したときは、関川村空き家・空き地バンク利用者登録期間延長通知書（様式第15号）により、当該利用登録者へ通知するものとする。

（村内業者との協定）

第14条 村長は、空き家・空き地バンクを円滑に運用するため、村内の宅地建物取引業者（宅地建物取引業法第2条第3項に規定する者）との間に、次の各号に掲げる事項について協定を締結することができる。

- (1) 第4条第2項に規定する調査の実施
- (2) 空き家・空き地登録者と利用登録者間の交渉及び契約の仲介
- (3) その他空き家・空き地バンクの円滑な運用に必要な事項

（空き家・空き地登録者と利用登録者の交渉等）

第15条 村長は、第8条の規定によるもののほか、必要に応じ、空き家・空き地登録者、利用登録者及び協力業者に対し、空き家・空き地台帳又は利用者台帳に登録された情報を提供することができる。

2 村長は、空き家・空き地登録者と利用登録者との売買・賃貸借交渉及び契約については、これに一切関与しない。

3 売買・賃貸借交渉及び契約に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

（個人情報の取扱い）

第16条 空き家・空き地登録者、利用登録者及び協力業者並びに空き家・空き地台帳又は

利用者台帳を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 空き家・空き地台帳又は利用者台帳から知り得た個人情報（以下「個人情報」という。）をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために取得、収集、作成及び利用をしないこと。
- (2) 個人情報を村長の承諾なくして複写し、又は複製しないこと。
- (3) 個人情報をき損し、又は滅失することのないよう適正に管理すること。
- (4) 保有する必要がなくなった個人情報を適切に廃棄すること。
- (5) 個人情報の漏えい、き損、滅失等の事案が発生した場合は、速やかに村長に報告し、その指示に従うこと。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年8月9日要綱第6号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

年 月 日

関川村長 様

住 所
氏 名 印

関川村空き家・空き地バンク登録申込書

空き家・空き地バンクに下記の空き家・空き地に関する情報を登録したいので、関川村空き家・空き地バンク事業実施要綱第4条第1項の規定により、申し込みます。

記

1 申込内容

物件の種類	<input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> アパート	<input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> 賃貸	
物件の所在地 (住居表示)	関川村大字		
所有者	住 所	〒 ー	
	フリガナ		
	氏名		
	生年月日	T・S・H 年 月 日	
	電 話		FAX
	E-mail		
備 考			
添付書類	本人確認書類（運転免許証等の写し）		

2 同意事項

私は、次のことについて同意します。

- (1) 物件台帳に登録された空き家・空き地に関する情報のうち、必要な情報を公開すること。
- (2) 物件台帳に登録された個人情報を、私が所有する空き家・空き地の購入・賃借を希望する利用登録者へ提供すること。

注意事項

- 1 本村では、物件登録者と利用登録者の間で行う物件の売買・賃貸借交渉及び契約への仲介は行いません。なお、物件登録者又は利用登録者が宅地建物取引業者の仲介を希望する場合、村では協定を締結している協力業者を紹介します。
- 2 申し込みされた個人情報は、関川村個人情報保護条例（平成17年関川村条例第20号）の規定の趣旨に基づき本事業の目的以外には使用いたしません。

番 号
年 月 日

様

関川村長 印

関川村空き家・空き地バンク登録決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった件について、下記のとおり物件台帳に登録したので、関川村空き家・空き地バンク事業実施要綱第4条第3項の規定により通知します。

記

1 物件登録番号	
2 登録事項	
3 登録日	
4 登録期間	

注意事項

- 1 登録事項に変更があったときは、速やかに変更の手続きを行ってください。
- 2 登録期間の延長を希望する場合は、登録期間満了日までに延長の手続きを行ってください。

年 月 日

関 川 村 長 様

住 所
氏 名 印

関川村空き家・空き地バンク登録事項変更届出書

空き家・空き地バンク登録物件について、下記のとおり登録事項に変更があったので、関川村空き家・空き地バンク事業実施要綱第5条第1項の規定により、届け出します。

記

1 物件登録番号	
2 変更事項	

番 号
年 月 日

様

関川村長 印

関川村空き家・空き地バンク登録抹消通知書

空き家・空き地バンク登録物件について、下記のとおり物件台帳への登録を抹消したの
で、関川村空き家・空き地バンク事業実施要綱第6条の規定により通知します。

記

1 物件登録番号	
2 登録抹消日	
3 抹消理由	

年 月 日

関 川 村 長 様

住 所
氏 名 印

関川村空き家・空き地バンク登録抹消届出書

空き家・空き地バンク登録物件について、下記のとおり物件台帳への登録を抹消したいので、届け出します。

記

1 物件登録番号	
2 抹消希望理由	

年 月 日

関 川 村 長 様

住 所
氏 名 印

関川村空き家・空き地バンク登録期間延長申出書

空き家・空き地バンク登録物件について、下記のとおり登録期間を延長したいので、関川村空き家・空き地バンク事業実施要綱第7条第1項の規定により、申し出ます。

記

1 物件登録番号	
2 延長期間	2年間

番 号
年 月 日

様

関川村長 印

関川村空き家・空き地バンク登録期間延長通知書

年 月 日付で申出のあった件について、下記のとおり登録期間を延長したので、
関川村空き家・空き地バンク事業実施要綱第7条第3項の規定により通知します。

記

1 物件登録番号	
2 延長後登録期間	

関川村長様

住所

氏名

印

関川村空き家・空き地バンク利用者登録申込書

空き家・空き地バンクの下記のとおり利用者登録をしたいので、関川村空き家・空き地バンク事業実施要綱第9条第1項の規定により、申込みます。

記

1 申込内容

希望物件の種類	<input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> アパート	<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 賃借	
利用の目的	<input type="checkbox"/> 関川村への移住 <input type="checkbox"/> 村内転居 <input type="checkbox"/> 二地域居住 <input type="checkbox"/> その他（具体的に ）		
希望物件	物件登録番号 第 号		
希望者	住所	〒	
	フリガナ		
	氏名		
	生年月日	T・S・H 年 月 日	
	職業		
	家族構成	<input type="checkbox"/> 単身 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子（人） <input type="checkbox"/> 孫（人） <input type="checkbox"/> 父母（人） <input type="checkbox"/> 祖父母（人） <input type="checkbox"/> その他（人）	合計 人
	電話		FAX
	E-mail		
備考			
添付書類	本人確認書類（運転免許証等の写し）		

2 同意事項

私は、次のことについて同意します。

利用者台帳に登録された私の個人情報を、私が購入・賃借を希望する物件の物件登録者へ提供すること。

注意事項

- 1 本村では、物件登録者と利用登録者の間で行う物件の売買・賃貸借交渉及び契約への仲介は行いません。なお、物件登録者又は利用登録者が宅地建物取引業者の仲介を希望する場合、村では協定を締結している協力業者を紹介します。
- 2 申し込みされた個人情報は、関川村個人情報保護条例（平成17年関川村条例第20号）の規定の趣旨に基づき本事業の目的以外には使用いたしません。

誓 約 書

関 川 村 長 様

私は、空き家・空き地バンク利用者登録の申込みに当たり、関川村空き家・空き地バンク事業実施要綱に定める事業の目的を理解した上で申込みを行い、記載事項に偽りはないことを誓約します。

また、空き家・空き地バンクへの申請を通じて得られた情報については、利用目的に従って利用し、決して他の目的では使用しません。

今後、空き家・空き地を利用し居住することとなったときは、地域の自然環境、生活文化等への理解を深め、地域住民と協調して生活することをここに誓約します。

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

番 号
年 月 日

様

関川村長 印

関川村空き家・空き地バンク利用者登録決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった件について、下記のとおり利用者台帳に登録したので、関川村空き家・空き地バンク事業実施要綱第 9 条第 3 項の規定により通知します。

記

1 利用者登録番号	
2 登録事項	
3 登録日	
4 登録期間	

注意事項

- 1 登録事項に変更があったときは、速やかに変更の手続きを行ってください。
- 2 登録期間の延長を希望する場合は、登録期間満了日までに延長の手続きを行ってください。

年 月 日

関 川 村 長 様

住 所
氏 名 印

関川村空き家・空き地バンク利用者登録事項変更届出書

空き家・空き地バンク利用者登録について、下記のとおり登録事項に変更があったので、関川村空き家・空き地バンク事業実施要綱第11条第1項の規定により、届け出します。

記

1 利用者登録番号	
2 変更事項	

番 号
年 月 日

様

関川村長 印

関川村空き家・空き地バンク利用者登録抹消通知書

空き家・空き地バンク利用者登録について、下記のとおり利用者台帳への登録を抹消したので、関川村空き家・空き地バンク事業実施要綱第 12 条の規定により通知します。

記

1 利用者登録番号	
2 登録抹消日	
3 抹消理由	

年 月 日

関 川 村 長 様

住 所
氏 名

印

関川村空き家・空き地バンク利用者登録抹消届出書

空き家・空き地バンク利用者登録について、下記のとおり利用者台帳への登録を抹消したので、届け出します。

記

1 利用者登録番号	
2 抹消希望理由	

年 月 日

関 川 村 長 様

住 所
氏 名 印

関川村空き家・空き地バンク利用者登録期間延長申出書

空き家・空き地バンク利用者登録について、下記のとおり登録期間を延長したいので、関川村空き家・空き地バンク事業実施要綱第13条第1項の規定により、申し出ます。

記

1 利用者登録番号	
2 延長期間	2年間

番 号
年 月 日

様

関川村長 印

関川村空き家・空き地バンク利用者登録期間延長通知書

年 月 日付で申出のあった件について、下記のとおり登録期間を延長したので、
関川村空き家・空き地バンク事業実施要綱第 13 条第 3 項の規定により通知します。

記

1 利用者登録番号	
2 延長後登録期間	